

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一901	承認日	2025/7/7	1/1
継続雇用者就業規則					作成者	承認者
					国光哲夫	島 隆雄

公益社団法人石川勤労者医療協会

継続雇用者就業規則

[改定管理表]

改定番号	改定年月日	改定内容	作成者	承認者
1	1994年 4月 1日	一部改訂		
2	2009年 4月 1日	一部改訂		
3	2012年 1月 1日	一部改訂		
4	2013年 4月 1日	一部改訂		
5	2015年 1月 1日	一部改訂		
6	2019年6月1日	一部改訂		
7	2025年7月7日	第3条「定年を迎えた職員を65才まで」に「年度末」の文言追加	西村 昭郎	島 隆雄
8				
9				
10				

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一901	承認日	2025/7/7	1/1
継続雇用者就業規則					作成者	承認者
					国光哲夫	島 隆雄

第1条 目的

満60才を超えて定年後に継続し雇用する職員の就業について規定する。
 医師嘱託規定については別に定める。

第2条 対象者

継続雇用の対象者は、満60才を迎え、以下のいずれも満たす常勤職員とする。

- 1) 本人が継続雇用を希望する意思を有していること
- 2) 60歳を迎える年の前年度の定期健康において、通常勤務が可能と判断されていること。

第3条 雇用

定年を迎えた職員を65才の年度末まで継続雇用する時は、一年毎に契約する。但し、前条の条件を満たす場合は、再契約は妨げない。雇用契約書は別に定める。定年を迎える職員は、継続雇用を希望する場合は6ヶ月までに申し出るものとする。職種や勤務地については変更があり得る。

第4条 勤務時間

勤務時間は、週38.5時間とする。これより短い勤務時間の継続雇用については、パートタイマー就業規則に従う。その他、本規定に定めのない事項は、就業規則に従う。

第5条 基本給

基本給は、最終基本給額の60%を各職種の賃金表の直近上位であてはめた額とする。定期昇給はない。
 管理部及び事業所の責任者として継続する場合には基本給を最終基本給額とする。

第6条 手当

通勤手当・責任手当は支給する。固定的な手当は支払わない。変動手当については賃金規定に従う。
 一時金は夏1ヶ月、冬1ヶ月とする。

第7条 年次有給休暇

年次有給休暇については引き継ぐ。忌引き、罹災、公傷、公民の各休暇についてのみ就業規則に従う。

第8条 退職金、職員共済会

退職金規定や職員共済会の規定は適用しない。

第9条 規則の改廃

この規則の改廃は、常任理事会で審議し、理事長が決定する。

付則

現行の「嘱託者就業規則」「定年を迎えた職員の65歳までの継続雇用について」は廃止し、「継続雇用者就業規則」に統合する。

1982年 8月 2日制定